

○糸島市地形変更の規制に関する条例

平成22年1月1日

条例第140号

改正 平成26年3月31日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び土砂等のたい積並びに切土について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、山砂、川砂、海砂その他の土地の埋立て等に利用されるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土及び土砂等のたい積並びに切土をいう。
- (3) 工事 事業に係る工事をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う区域をいう。
- (5) 事業主 工事の施工の契約の注文者又は契約によらないで自ら工事を施工する者をいう。
- (6) 工事施工者 事業主との契約により工事を施工する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、現況地盤高から高さが1メートル以上の事業で、当該事業を行う面積が1,000平方メートル以上のものを含む事業区域について適用する。ただし、次に掲げる事業を含む事業区域を除くことができる。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準じると認められる団体が行う事業
- (2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 他の法令又は条例の規定による許可又は認可を受ける事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(平26条例7・全改)

(事業主の責務)

第4条 事業主及び工事施工者（以下「事業主等」という。）は、工事を施工するに当たって、災害を防止し環境を保全するため、万全の措置を講じなければならない。

2 事業主等は、工事を施工するに当たり、あらかじめ当該工事の施工に係る土地周辺関係者の理解を得るように努めるとともに、当該工事の施工に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

(文化財の保護)

第5条 事業主は、事業区域内に埋蔵文化財等が存在する場合、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による所定の手続のほか、糸島市教育委員会と協議しなければならない。

2 事業の施行中に埋蔵文化財等を発見したときは、直ちに工事を中止するとともに、糸島市教育委員会の指示に従わなければならない。

（事業の同意）

第6条 事業主は、工事の着手前に市長の同意を受けなければならない。

（事業の変更）

第7条 前条の同意を受けた事業主は、同意に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の同意を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 前条の同意を受けた事業主は、前項ただし書に規定する規則で定める軽微な事項を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（平26条例7・全改）

（同意の条件）

第8条 市長は、事業に対する同意については糸島市開発審査会規程（平成22年糸島市告示第130号）第1条に規定する開発審査会に諮り、前2条の同意をするときは、災害の防止又は生活環境の保全上必要と認める条件を付することができる。

（名義貸しの禁止）

第9条 第6条の同意を受けた事業主は、自己の名義をもって他人に事業を行わせてはならない。

（地位の承継）

第10条 第6条の同意を受けた事業主について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該同意を受けた事業主の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により事業主の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（平26条例7・全改）

（着手届）

第11条 事業主は、同意に係る事業に着手したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（平26条例7・全改）

（工事の施工）

第12条 工事は、福岡県土木工事共通仕様書に従って行わなければならない。

（平26条例7・全改）

（標識の設置）

第13条 事業主等は、工事施工期間中、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、標識を

設置しなければならない。

2 事業主等は、前項の標識に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに当該記載した事項を書き換えなければならない。

3 事業主等は、工事を完了したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

(平26条例7・追加)

(事業の完了)

第14条 事業主は、当該事業が完了したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

(平26条例7・旧第13条線下)

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に工事の施工の状況その他必要な事項を報告させることができる。

(平26条例7・旧第14条線下)

(立入検査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業主等の事務所若しくは事業所等又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(平26条例7・旧第15条線下)

(勧告及び公表)

第17条 市長は、この条例に違反しているときは、期限を定め、この条例の規定に従う旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた事業主等が正当な理由がなく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(平26条例7・旧第16条線下)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平26条例7・旧第17条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の二丈町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成5年二丈町条例第13号)又は志摩町環境保全条例(平成5年志摩町条例第18号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相

当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成26年3月31日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。